

STOP! HATE SPEECH

ヘイトスピーチ、 許さない!

特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動を見聞きしたことはありませんか。こうした言動は、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではありません。

違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

詳しくは法務省HPへ▶ http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html

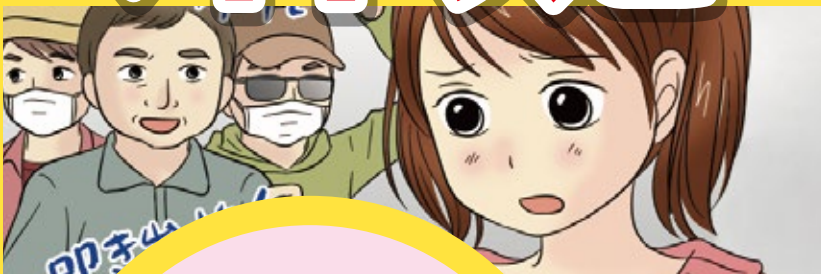
検索



法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会



私たちの身近にある ヘイトスピーチ



お互いを理解
することね。



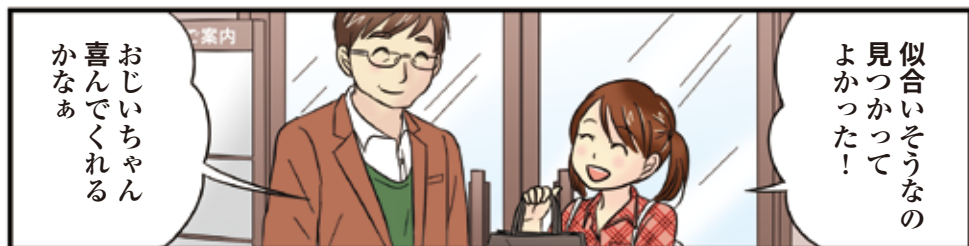
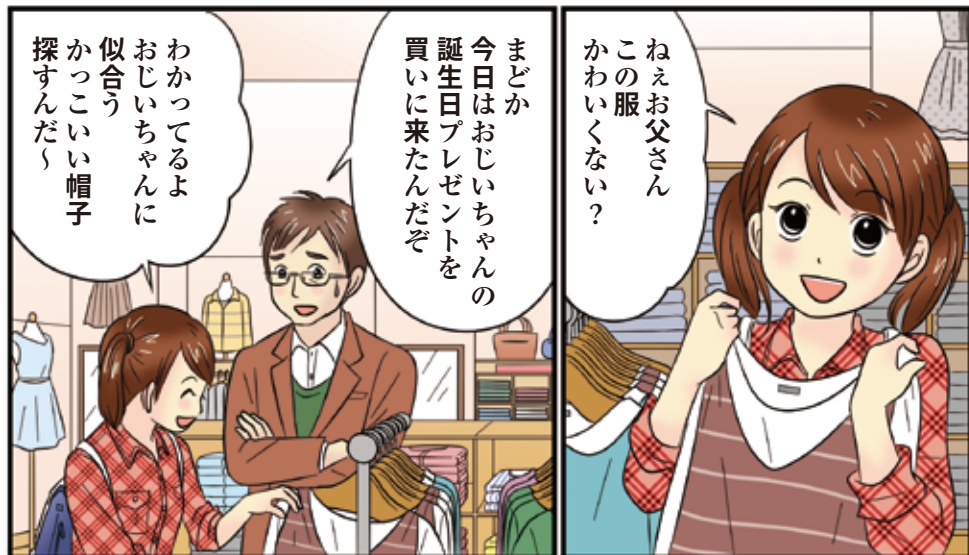
お互いの理解を深めよう

差別を生む言動をしない、
書き込まない

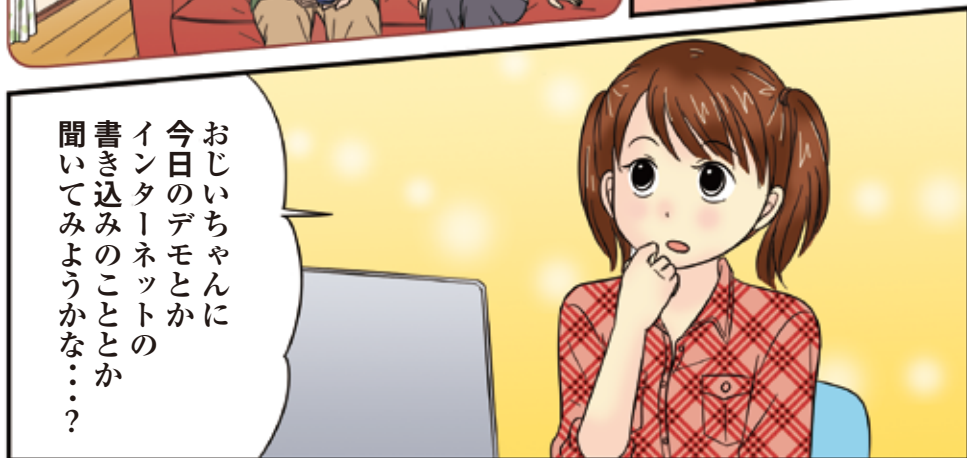
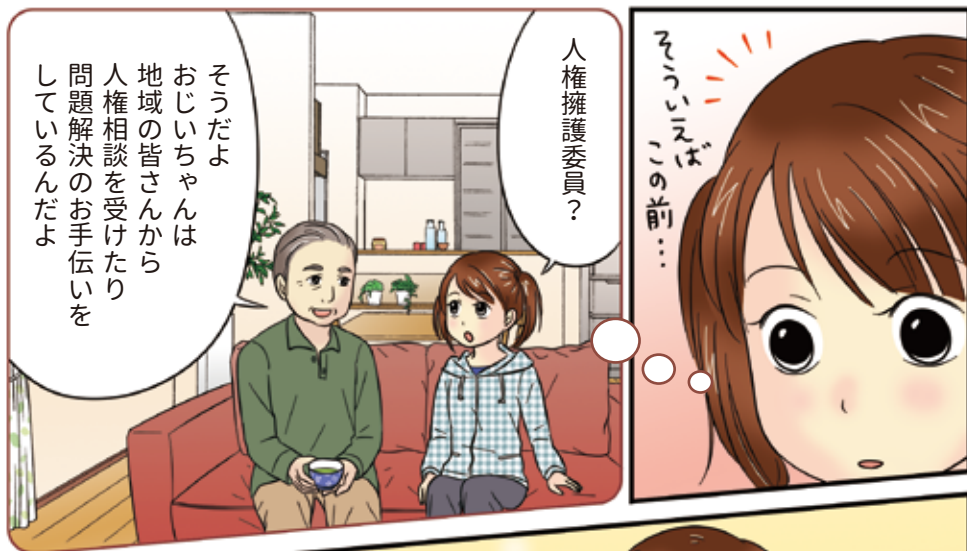
マンガ：ほんままり

私たちの身近にあるヘイトスピーチ

とある日曜、お父さんと買い物へ出かけた小学6年生のまどか。そこで普段見慣れない集団に出会います。



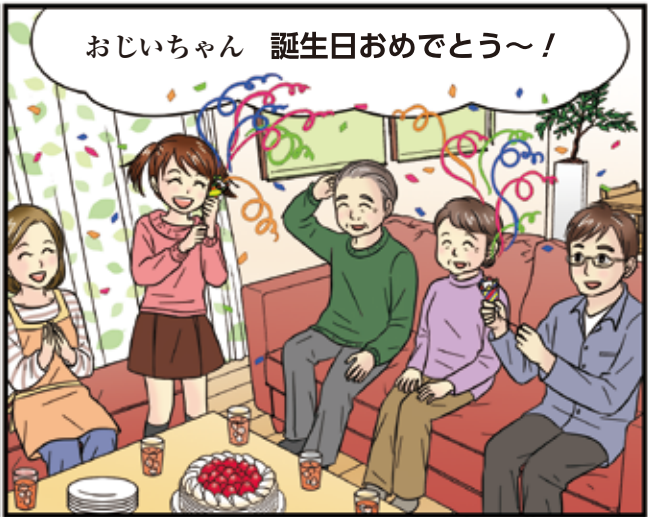






おじいちゃん
似合ってる！

おお！
いい帽子だね
ありがとう



おじいちゃん 誕生日おめでとう～！



おや、そんなことが
あったのか・・・
それは驚いただろう
まどかが見たり
聞いたりしたような
言葉を浴びせられた
人たちは
不安を感じたり
心が傷つけられたと
感じることもあるんだよ

出ていけ!!



おじいちゃん
この帽子を買いに
行った時、街で
○○人は出ていけ！って
叫びながら行進している
人たちを見かけたの・・・
インターネットの
掲示板やSNSにも
そんな書き込みが
色々あったんだよ

Q1

ヘイトスピーチって何？



A1

ヘイトスピーチに明確な定義はありませんが、最近、デモやインターネット上で、特定の国の出身の人々を、その出身であることのみを理由に一方的に我が国の社会から追い出そうとしたり、特定の国の出身の人々に一方的に危害を加えようとする内容の言動が見られ、このような言動が一般にヘイトスピーチと言われています。例えば、特定の国の出身の人々について一律に「日本から叩き出せ」や「殺せ」というものが、ヘイトスピーチに当たると言われています。

Q2

ヘイトスピーチの何が問題なの？



A2

このような言動は、言われている人々の心を傷つけたり、そのような人々に対する差別を生じさせるおそれがあり、決してあってはならないものです。



Q3

ヘイトスピーチをなくすために、私たちにできることは？



A3

まずは、こうしたヘイトスピーチをなくしていく必要性について、私たちの理解を深めることが重要です。このことは、平成28年にできた、いわゆるヘイトスピーチ解消法(※)にも、基本理念として書かれています。

※正式名称は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成28年5月24日成立、同年6月3日施行)

(前文)

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をそのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許

されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

(基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

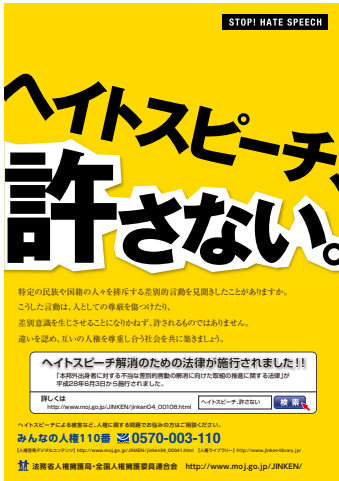
法務省の取り組み

法務省では、ヘイトスピーチをなくすために様々な活動を行っています。
ここでは、その一部を紹介します。

1 ポスターやDVDの作成・配布

「ヘイトスピーチ、許さない。」のキャッチコピーを使ったポスターを、地方公共団体や交通機関などに配布したほか、外国人と人権をテーマとする啓発DVDを作成しました。また、大型ビジョンを使った啓発活動を実施しました。

●ポスター



●啓発DVD「外国人と人権 違いを認め、共に生きる」



●大型ビジョン(神奈川県川崎市)



2 インターネット上での啓発活動

インターネット上で「ヘイトスピーチ、許さない。」のバナー画像などを掲載しました。また、ヘイトスピーチをテーマとした動画を作成し、法務省YouTubeチャンネルで公開しています。

● 動画



● バナー広告



3 地方公共団体と協力して行う啓発活動

地方公共団体と協力し、ヘイトスピーチをなくすための啓発活動を行っています。

● 大阪駅



● 甲子園球場





ヘイトスピーチによる被害など、人権に関する
問題でお悩みの方はご相談ください。

(全国共通) ゼロゼロみんな の ひやくとおぼん
みんなの人権110番  **0570-003-110**

(全国共通・通話料無料) ゼロゼロなな の ひやくとおぼん
子どもの人権110番  **0120-007-110**

(全国共通) ゼロ ナナゼロ の ハートライン
女性の人権ホットライン  **0570-070-810**

インターネット人権相談受付窓口



インターネット人権相談 じんけんそうだん けんさく 検索

● パソコンからは

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

● 携帯電話からは

http://www.moj.go.jp/k/SOUDAN/JINKEN/index_k15.html



外国語人権相談ダイヤル (全国共通)

 **0570-090911**

対応時間 平日(年末年始を除く) 9:00 ~ 17:00

対応言語 中国語、韓国語、英語、フィリピン語、ポルトガル語及びベトナム語

※この電話は民間の多言語電話通訳サービス提供事業者に接続の上、管轄の法務局・
地方法務局につながります。

外国語インターネット人権相談受付窓口

● 英語版 https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_AD/0101_en.html

● 中国語版 https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_AD/0101_zh.html

民族や国籍等の違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

平成28年(2016年)に、ヘイトスピーチ解消のための法律(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)が施行されましたが、いまだに特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動が続いています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。一人一人の人権が尊重され、豊かで安心できる成熟した社会の実現を目指す上で、こうした言動は許されるものではありません。

法務省の人権擁護機関では、皆様お一人お一人に「ヘイトスピーチ、許さない。」という思いを持っていただくことが、こうした言動をなくすために大変大切なことだと考えています。

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の前文では、本邦外出身者に対する「不当な差別的言動は許されないことを宣言する」とされています。

また、同法が審議された国会の附帯決議においては、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤り」とされています。

法務省の人権擁護機関の取組

人権啓発活動

ヘイトスピーチがあってはならないということ、皆様に御理解いただくため、SNSやインターネットを活用するなどして、より効果的な各種人権啓発活動に取り組んでいます。

相談受付

ヘイトスピーチによる被害者の人権に関する問題の相談を受け付けています。

窓口



法務局では、職員や人権擁護委員(法務大臣から委嘱された民間の人たち)が、ヘイトスピーチによる被害など、人権に関する問題について相談に応じており、日本語を自由に話せない方のために、通訳を介しての相談にも応じています。

電話



「みんなの人権110番」のほか、外国語に対応した「外国語人権相談ダイヤル」を開設し、電話での相談に応じています。

PC



「インターネット人権相談受付窓口」のほか、外国語に対応した「外国語インターネット人権相談」でも、相談を受け付けています。相談フォームに必要事項を入力して送信いただくと、後日メール等により回答します。

※ 対応言語：それぞれ日本語のほか、10言語に対応(英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語)

相談窓口

日本語対応

外国語対応



みんなの人権110番
0570-003-110



外国語人権相談ダイヤル
0570-090911
(Foreign-language Human Rights Hotline)



インターネット人権相談受付窓口
<https://www.jinken.go.jp/>



外国語インターネット人権相談
(Human Rights Counseling Services on the Internet)
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html#01>

